

青森県ハング・パラグライディング連盟
理事長 古川 正司 殿

社団法人日本ハング・パラグライディング連盟
会長 下村孝一



「JHF 発第 07-015 号」に関する質問書他（回答）

青森県 HPG 連盟発第 307 号でお問い合わせいただきました件につき、下記のとおり回答します。

記

1. 回答書「2.契約取り交わし前の報酬金一部取り消しについて」に関する情報開示請求

1-1) 実績発生を確認出来た成果物等、事後に報告された詳細資料を開示ください。

同社の契約保証人西ヶ谷氏の報告に基いて判断しました。事後に同社から報告を受け理事会で承認した資料を添付します。

1-2) 現在、取り交わされている契約書（写）を開示ください。
添付します。

2. 「役員の前辞任に係る取り扱いについて」について
（質問）

2-1) 辞意表明の役員に対し、理事会で協議している様子ですが、どの様な規約や職務権限に基いて取扱いされているのですか。

「役員の前辞任」に関する規定は、JHF 定款にはありません。
定款に規定がない場合には、民法が基準になります。民法には、役員はいつでも辞任することができる旨の規定があります（第 651 条）。そこで理事会は、役員本人から辞任届けが提出された場合、この民法規定に基いて、止むを得ずこれを受理することとしています。

参考「民法第 651 条」

①委任契約は委任者と受任者の両方どちらかでも、いつでも解約できる。②委任者と受任者のどちらでも相手方にとって不利な時期に委任契約を解約したときは解約によって生じた損害を賠償しなければならない。但し止むを得ない理由で解約したときは、損害を賠償する必要はない。

以上